
自己評価体制

1 自己評価を行うための組織

平成 4 年度に岐阜大学医学部自己評価に関する規定を制定し、岐阜大学医学部自己評価実施委員会を設置した。委員会の組織は、学部長（研究科長）、病院長、評議員 2 人、基礎系の教授（研究科担当）2 人、臨床系の教授（研究科担当）2 人、助教授・講師会会長、助手会幹事長、事務部長の合計 11 人の委員でスタートしたが、平成 12 年度の看護学科設置に伴い、2 人を追加して、現在は 13 人の委員構成となっている。

今回の自己評価報告書「岐阜大学医学部・附属病院の現状と将来 第 5 号」を編集するに当たり、医学部自己評価実施委員会は、岐阜大学自己評価委員会で策定された評価に準拠して、項目を設定した。また、委員会の下部組織として作業部会を設置した。

自己評価委員会の活動は、現在のところ自己評価報告書を作成するに当たっての基本方針の決定と、編集作業を通じての自己評価ならびに将来への提言のための議論にとどまっており、常時活動しているわけではない。医学科における平成 16 年度からの教官任期制に伴い、自己評価委員会の任務が増大するものと思われる。将来計画委員会とともに、独立行政法人化後の本学部の将来の方向を決める重要な役割を担うべきである。よって、他の委員会との統廃合を含め、身軽でかつ大胆な提言のできる委員会構成となるよう考えたい。

2 自己評価の公表とフィードバック

自己点検・評価の学内、学部内への活用

学内にあっては各学部、附属図書館等及び学部内にある各講座、各附属研究施設、附属病院の中央診療施設、附属図書館医学部分館等に配布している。

また、カリキュラム及び研究の活性化に評価を活用している。

大学外への自己点検・評価結果の公表

医学部・附属病院の現状を把握し、評価を受ける目的で全国国立医科大学・医学部にも配布している。

また、学外者の意見は、岐阜県内の団体等に所属する有識者で組織されている「岐阜大学医学部グランド・デザイン懇話会」及び 38 病院で構成されている「岐阜大学医学部附属病院関連病院長会議」において聴取している。

報告書はインターネットで公表しており、サイトは、「第 2 号」は <http://www.med.gifu-u.ac.jp/z1996/z1996.htm>、「第 3 号」は <http://www.med.gifu-u.ac.jp/z1998/z1998.htm> であり、「第 4 号」は <http://www.med.gifu-u.ac.jp/z2000/z2000.htm> である。

岐阜大学医学部自己評価に関する規程

〔平成4年12月22日制定〕
〔岐阜大学医学部規則第4号〕

（趣 旨）

第1条 この規程は、岐阜大学自己評価に関する規則第15条の規程に基づき、岐阜大学医学部（附属病院を含む。）及び医学研究科における教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第2条 次の各号に掲げる事項について審議するため、岐阜大学医学部自己評価実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 自己評価の実施計画に関すること。
- 二 自己評価の実施に関すること。
- 三 自己評価報告書の作成及び公開に関すること。
- 四 自己評価の目的、基本理念、評価項目及び実施体制について、実行上の点検及び見直しに関すること。
- 五 その他自己評価に関し必要な事項

（組 織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学部長（研究科長）
- 二 病院長
- 三 評議員
- 四 基礎系の教授（研究科担当教授）のうちから選出された者 2人
- 五 臨床系の教授（研究科担当教授）のうちから選出された者 2人
- 六 助教授・講師会会長
- 七 助手会幹事長
- 八 事務部長
- 九 その他委員会が必要と認める者 若干名

2 前項第4号、第5号及び第9号に規定する委員は、学部長が委嘱する。

（任 期）

第4条 前条第1項第4号、第5号及び第9号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(自己評価項目等)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる項目について、あらかじめ定める実施計画に従って、定期又は不定期に自己評価を実施する。

- 一 教育研究の理念、目標等に関すること。
- 二 教育活動に関すること。
- 三 研究活動に関すること。
- 四 教員組織に関すること。
- 五 施設設備に関すること。
- 六 国際交流に関すること。
- 七 社会との連携に関すること。
- 八 医療活動に関すること。
- 九 管理運営及び財政に関すること。
- 十 自己評価体制に関すること。
- 十一 その他委員会が必要と認める事項

(公表)

第9条 委員会は、定期又は不定期に自己評価の結果について公表し、学内外に対して広く周知するものとする。

(学外者の意見聴取)

第10条 自己評価の結果に関し、学外者の意見を聴取するものとする。

- 2 学外者の意見は、岐阜大学医学部グランド・デザイン懇話会において聴取するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、自己評価に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成4年12月22日から施行する。

附則

この規程は、平成5年11月17日から施行する。

附則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

医学部自己評価実施委員会委員名簿

所属・職名	氏 名	備 考
学 部 長	清 水 弘 之	委 員 長
病 院 長	北 島 康 雄	
評 議 員	藤 原 久 義	
	村 井 静 子	
基 礎 系	江 崎 孝 行	
	森 秀 樹	
臨 床 系	清 水 克 時	
	星 博 昭	
助教授・講師会会長	早 川 大 輔	
助手会幹事長	牛 田 淳	
看 護 学 科	江 村 正 一	
	石 原 多 佳 子	
事 務 部 長	高 島 三 男	

医学部自己評価実施委員会作業部会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
部 会 長	清 水 克 時	部 会 長
教 授 (医)	紀ノ定 保 臣	
教 授 (看)	江 村 正 一	
助 教 授 (看)	石 原 多 佳 子	
講 師 (医)	藤 本 次 良	
	岩 間 亨	
助 手 (医)	大 野 貴 敏	
	寺 田 知 新	
助 手 (看)	渡 邊 亜 紀 子	